

ニュースレター

2009年9月



インデックス

新文書

| | |
|----------------------------------|---|
| 新規文書 | 3 |
| 経営条件付き分野、事業の一部に対する安全保障及び秩序の条件を規定 | 3 |
| 外貨で返済すべき債務の為替レート格差 | 3 |
| 賃貸用、又は売却用住宅の建設業に対する税金の減免 | 4 |
| 外国契約業者に対する新規規則 | 4 |

ガイドライン文書

| | |
|-----------------------------|---|
| 法人税 | 6 |
| 暦年と異なる会計年度を適用する企業に対する法人税率 | 6 |
| 付加価値税 | 6 |
| 企業を解体する場合の仕入付加価値税の還付 | 6 |
| 個人所得税 | 7 |
| 株式、又はストックオプションの贈与の時の個人所得税 | 7 |
| 輸出入及び税関 | 7 |
| ベトナムにいない外国商人の輸出入権に関するガイドライン | 7 |
| 税関申告書紛失場合の取扱い | 8 |
| 欠陥品返却用再輸出及び代替品輸入に対する税関手続 | 8 |
| 税務管理 | 9 |
| 一部品目に対する納税期限の延期 | 9 |

新文書

新規文書

経営条件付き分野、事業の一部に対する安全保障及び秩序の条件を規定

N政府は2009年9月3日に、経営条件付き分野、事業の一部に対する安全保障、秩序の条件を規定する政令第72/2009/ND-CP号を公布した。従って、下記の経営条件付き分野、事業を経営する各企業、個人は、当該政令の適用対象となります。

- 印鑑製造
- 工業爆発物及び含有量の高い(98.5%以上)硝酸塩アンモニウムの製造、経営、使用
- 猟銃修理ための補助ツールの製造、経営及び花火製造
- 宿泊用住宅賃貸、住宅用、又は事務所用の外国の組織、個人への住宅賃貸
- 印刷業
- 質屋業
- カラオケ、ダンスホール、指圧の経営
- 外国人向け有償電子ゲーム、カジノの経営
- 債務代理回収サービス

上述の各事業を経営する企業、個人は、所管の公安機関により安全保障、秩序条件合格証明書を発行されて初めて、経営活動の実施を認められる。同時に、経営活動の開始の10日前に、当該企業および個人は安

全保障、秩序条件合格証明書を交付した公安機関及び経営活動実行場所に所在する(村、小区、市街)地方の公安機関に事業期間について文書で通知しなければならない。

本政令は、2009年10月20日から施行し、且つ経営条件付き分野、事業に対する安全保障、秩序条件を規定する2001年2月22日付政令第08/2001/ND-CP号を置き換わる。政令第08/2001/ND-CP号の規定の下で事業を行っている組織、個人は、本政令の規定条件に合格する場合、引き続き事業を行うことを認められる。各企業、個人が当該条件に合格しない場合、本政令の発効日から12ヶ月以内に本政令の規定の通りに実施しなければならない。

外貨で返済すべき債務の為替レート格差

2009年9月10日に、財政省は外貨で返済すべき債務の再評価による為替レート格差に対する課税所得の算定のガイドラインを規定する省令第177/2009/TT-BTC号を公布した。従って、会計年度末の外貨で返済すべき債務の再評価による為替レート格差からの赤字及び黒字は、当期の法人税を算定する際に、それぞれ税務上の損金、又は課税所得に算入される。

外貨で返済すべき債務の再評価による為替レート格差から発生する費用が企業の赤字事態を引き起こした場合、赤字にならないために、次年度に為替レート格差の一部を割り当てができるが、年内の費用に算入される為替レート格差の部分が少なくとも当年の支払期日満了の外貨の為替レート格差に相当しなければならない。



本規定は、2009年の課税年度から正式に適用し、且つ省令第130/2008/TT-BTC号に規定する関連の内容に取って代わる。その他の勘定の為替レート再評価による格差は、依然として省令第130/2008/TT-BTC号の各規定を適用する。

賃貸用、又は売却用住宅の建設業に対する税金の減免

投資、消費刺激及び企業のトラブル、支障の解消を図る税務措置のパッケージの一部として、2009年9月14日に、財政省は税金減免を享受する一部の対象者を補足する省令第181/2009/TT-BTC号を公布した。

同省令では、学業で学生、生徒への賃貸を目的として建設投資を行われる住宅、工業団地に勤めている作業員賃貸用の住宅、低所得者賃貸用、又は購入用の住宅は、付加価値税率50%を適用される。同時に、上述の住宅建設案件の投資家の所得に対しては、2009年の納付すべき法人税を免税される。

付加価値税減税対象に所属する住宅、法人税を免税される組織の住宅投資経営案件は、首相の決定第65/2009/QD-TTg号、決定第66/2009/QD-TTg号、決定第67/2009/QD-TTg号及び建設省令第10/2009/TT-BXD号を含む政府の規則に規定される住宅、住宅売却価格、賃貸価格、賃借・購入、購入許可の対象、条件に関する各基準に合格しなければならない。

外国契約業者に対する新規規則

2009年10月9日に、財政省は、ベトナムで経営する、又はベトナムで収入を得る外国の組織、個人に対する税的義務の履行のガイドラインを規定する省令第134/2009/TT-BTC号を補足する省令第197/2009/TT-BTC号を公布した。当該省令は2009年11月23日から施行されていた。

2009年12月31日に発行され、2009年1月1日から施行する省令第134号は、その前に制定された省令第05/2005/TT-BTC号に規定する「付加価値税が申告し、法人税が見做し税率で計算・申告する合同方法(Hybrid Method)」を完全に廃止する。省令第134号は、経過措置を規定しないため、幾つかの問題を未解決状態に陥れる。省令第05号の下で納税した外国契約業者(特に当該合同方法を適用している納税者)が省令第134号の発効日から同省令の適用へと移行する必要があるかという問題が一つの例である。

省令第197号を制定することにより、財政省は、下記の二点を明らかにした。

1. 本省令は、合同方法を回復し、外国契約業者が下記の各条件に合致すれば、2009年11月23日以降締結した契約に対し、控除方法で付加価値税の申告、納税を行い、見做し税率方法での法人税の納税を許可する。
 - (i) 外国契約業者がベトナム恒久施設を有する、又はベトナム税務上居住対象者である。
 - (ii) 契約上のベトナムでの経営期間が契約の発効日から183日以上とする。
 - (iii) 外国契約業者は、会計に関する法律の規定及び財政省のガイドラインに従い会計の計算を行なければならない。且つ

外国契約業者は、契約の締結日から平日20日以内に合同方法の適用について地方の税務機関に文書で通知しなければならない。

2. 2009年1月1日(省令第134号の発効日)の前に締結した契約は、契約が終了するまで、省令第05号のガイドラインに従い、引き続き申告・納税を許可される。即ち、外国契約業者は、下記の

点に留意して、合同方法の引き続きの適用を認められる。

a. 商品、サービスが2009年1月1日以前に付加価値税非課税対象に属するが、2009年1月1日以降に付加価値税課税対象に属する場合、付加価値税の課税売り上げの算定は、省令第134号のガイドラインに従うものとする。

b. 経営個人である外国契約業者の収入が2009年1月1日以降支払われる場合に、個人所得税法に従い所得税の義務を履行する。付加価値税分は、省令第169号、又は省令第05号により調整される。

各段階及び個別具体的な場合に適用する各規定は下記の通りである。

| 契約締結日 | 2005年1月1日以前 | 2005年1月11日～2008年1月31日 | 2009年1月1日～2009年1月22日 | 2009年11月23日以降 |
|---|--|-----------------------|-----------------------|---------------------|
| 契約種類 | | | | |
| 一般サービス、商品の提供の組織 | 省令第169号、又は省令第05号に準拠 | 省令第05号に準拠 | 省令第134号(省令第197号か?)に準拠 | 省令第134号及び省令第197号に準拠 |
| 航空運送、海上運送のサービス及び国際配達サービスの提供の組織 | 省令第134号に準拠 | | | |
| 商品、サービスの提供の代金として2009年1月1日以後に支払われる経営個人である外国契約業者の収入 | 付加価値税に対して省令第169条を適用 | 付加価値税に対して省令第05号を適用 | 付加価値税に対して省令第134号を適用 | |
| | 個人所得税に対しては2009年1月1日から施行する個人所得税に従うものとする(省令第84号及び省令第62号) | | | |
| 2009年1月1日以降付加価値税課税対象に属する商品、サービス | 省令第134号に準拠 | | | |



ガイドライン文書

法人税

暦年と異なる会計年度を適用する企業に対する法人税率

現行法人税法をガイドラインする省令第130/2008/TT-BTC号の規定に基づいて、暦年と異なる会計年度を適用する企業は、2009年の課税年度から税率25%を適用する。従って、企業が2009年4月1日から2010年3月31日までの期間を2009会計年度とする場合に、法人税率25%が2009年4月1日から適用される。

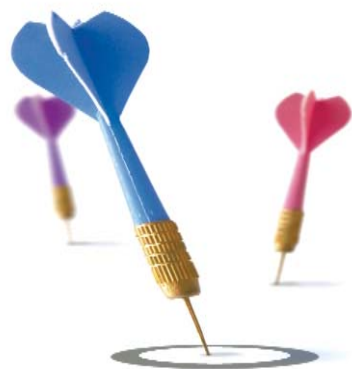
上記は、ハノイ市税務局宛に税務総局により送付された2009年4月23日付公文書第1503/TCT-CS号に規定するガイドラインである。

付加価値税

企業を解体する場合の仕入付加価値税の還付

ハノイ市税務局宛に税務総局により送付された2009年7月8日付公文書第2788/TCT-KK号のガイドラインによると、控除方法による付加価値税の申告・納税を登録した企業を解体する場合又は、基礎投資建築を廃止する場合の仕入付加価値税に対する取り扱いは、下記の通りとなる。

- 企業の設立時から解体時まで、企業が付加価値税課税商品、サービスの生産経営活動から収入を得ていない場合、企業形成の投資過程中に発生し、且つ生産経営に資する仕入費用の仕入付加価値税の還付することができない。解体前に、資産の清算売却を行い、清算した資産に対する仕入付加価値税の申告・納税を行う場合に、清算した資産の仕入付加価値税に対する申告・還付を認められる。
- 企業の設立時から解体時まで、商品、サービスの売上が生じ、当該売上げに対する付加価値税を申告・納税した場合、解体時に、制度上の確定申告を行わなければならない。そのあたりに仕入付加価値税のすべてが控除しない場合に、未控除部分に対して規則に準ずる還付を認められる。解体処理中に資産を売却した場合、清算した資産に対する税金の申告・納税を行い、且つ企業が解体手続を完了した時に確定申告を行わなければならない。
- 固定資産形成のための基礎投資建築過程中にあたり、売上が未発生である各企業に対しては、企業形成のための投資を引き続き展開しない場合、基礎投資建築過程中に発生する仕入付加価値税の還付を認められない。



個人所得税

株式、又はストックオプションの贈与の時の個人所得税

2009年10月7日に、財政省は、労働者がベトナムの現地会社、又は外国親会社の株式、又はストックオプションを贈与される時の個人所得税に関するガイドラインである公文書第14169/BTC-TCT号を公布した。

当該の公文書により株式の贈与の場合に対するガイドラインは、弊社の見解では相対的に明確である。贈与される株式の会計帳簿上の価値が賃金、給与として課税所得と見做される。しかし、納税者は、贈与株式と同種の株式を譲渡するに当たりのみ得る所得が賃金、給与と見做されて個人所得税の申告・納税の義務が生じる。加え、賃金、給与である贈与株式譲渡の収入は、譲渡時に一応税金の申告・納税を行わずに、且つ譲渡の年度の賃金、給与に含めて、確定申告のみを行い。その他、証券譲渡から贈与株式の譲渡価格と会計帳簿上の価値との格差に対しては証券譲渡活動の課税所得と見做され、個人所得税を現行規則により納税する。

ストックオプションに対するガイドラインが贈与株式と比べ具体的ではない。同公文書は、贈与の価値算定、ストックオプションの受賞からの収入の算定時点及び税金申告が株式贈与の場合と同様であるという総則を提供する。

個人がストックオプションを受賞後に、ストックオプションを譲渡した場合、会社は、その贈与ストックオプションの会計帳簿上の価値をその個人の当期課税収入に計上する。

在外親会社の株式、又はストックオプションを贈与する場合も同様である。

輸出入及び税関

ベトナムにいない外国商人の輸出入権に関するガイドライン

2009年8月27日に、商工省はベトナムにいない外国商人の輸出入権に関するガイドラインを規定する財政省宛の公文書第8484/BCT-XNK号を公布した。

従って、政令第90/2007/ND-CP号により、ベトナムにいない外国商人が輸出入権を行使しようとする場合、ベトナムの法律及びベトナムの市場開放約束のスケジュールの下で輸出、輸入を許可される商品の輸出権、輸入権の登記証明書を交付されなければならない。

今後、商工省と関連の各省庁は、関連の省庁間の管理の統一性の確保を目的として、外国商人の輸出入権行使登記手続、税関手続、税務、外貨制度などに関するガイドラインを規定する共同通達を制定する予定である。

使用目的変更の商品に対する輸入税の算出基礎

2009年8月18日に、税関総局は輸入税を免税されたが、使用目的を変更した譲渡自動車に対する輸入税政策を規定する公文書第4926/TCHQ-KTTT号を公布した。従って、輸入税の算出基礎は、下記の通りとする。

- i. 輸入税率については当該商品が最初輸入を行う時に、新商品、又は使用済み商品を問わず使用目的変更時点の新商品の税率を適用する。

- ii. 輸入税算出用価値については、ベトナムで使用し、且つ流行する期間(税関申告書による輸入時点から税金再判定時点まで)で算定する商品の残存価値をベースとして算出される。
- iii. 譲渡手続を行う際に、免税輸入時点の申告価値が譲渡時点の価格データベースシステム上の同種、又は類似の輸入商品の価格より低い場合、譲渡時点の価格データベースシステム上の価格と上記(ii)に規定する比率(ベトナムで使用し、且つ流行する期間)を輸入税算出用基礎とする。

税関申告書紛失場合の取扱い

2009年8月17日に、税関総局は貿易詐欺の回避を目的として、企業が原本の税関申告書を紛失した場合に対する管理厳格化及び矯正を要求する公文書第4911/TCHQ-GSQL号及び公文書第4912/TCHQ-GSQL号を公布した。従って、取扱いは、下記の通りとする。

- 関税当局、又は企業がその責任を果たすことを明らかにした後に、企業が関税申告書を紛失し、且つ紛失した申告書を見つけることができない場合、輸入品を清算する際に、残存の申告書(企業、又は税関機関が保存する控書)を使用しなければならない。必要に応じて、申告書登記場所に所在する税関支局は、国境の税関支局と協力して、事実を判明し、明らかにする。判明した後に、紛失基礎を判定できない場合に、企業に所定の納税を要請する。
- 同時に、税関総局は、税関書類の受渡、回覧の手順の順守を各支局に求める。

欠陥品返却用再輸出及び代替品輸入に対する税関手続

2009年8月27日に、税関総局は下記の通り、保証期間中にベトナムでの顧客により使用される欠陥品の再輸出及び代替品の輸入に対するガイドラインを規定するある企業一社宛の公文書第5162/TCHQ-GSQL号を公布した。

- 当該企業が外国側に返却するための欠陥品の再輸出手続の実施委託を輸出した企業から受けるが、このようなケースに対しては、当該企業は、委託業者との輸出代行契約書を締結しなければなりません。その理由は、規定上では、商品、物品が商業目的以外に輸出、輸入される場合のみに委託が合法的であるということにある。
- 欠陥品返却用再輸出及び代替品輸入の手続は、2009年4月20日付財政省令第79/2009/TT-BTC号の詳細なガイドラインに従うものとする。
- ベトナムでの使用に持ち出された輸入商品は、外国返却用に輸出する際に、輸入税還付の要件に満たない。



税務管理

一部品目に対する納税期限の延期

省令第79/2009/TT-BTC号の規定によると、輸出用製品を直接的に生産するために輸入される資材、原材料の場合、納税期間は、税関申告書の登記日から275日とする、又は特別の場合に延長することができる。省令第85/2009/TT-BTC号でも、国内製造不可能な企業固定資産形成用の輸入機械、設備、代替部品、専用運送用機器である輸入商品の場合

に、180日まで付加価値税の納税期間の延長を許可する。

従って、納税期間を超える最に、企業が上記品目に対する納税期間延長申請書類を提出した場合、対象が適確であり、規則上の書類が整った場合、企業は、客観的な理由を説明すれば、各省・市の税関局は、具体的な事実を判明し、且つ規則上の納税期間延長を検討する。

上記は、2009年8月18日に公布された財政省の公文書第11535/BTC-TCHQ号のガイドラインである。



For more information, please contact:

Richard Buchanan
Partner
rhubuchanan@deloitte.com
Tel: +84 8 3910 5267

Tom McClelland
Partner
tmcclelland@deloitte.com
Tel: 84 8 3910 0751

Donald Wilson
Senior Tax Counsel
donawilson@deloitte.com
Tel: +84 8 3910 5267

Bui Ngoc Tuan
Tax Director
tbui@deloitte.com
Tel: +84 4 3577 2530

Bui Tuan Minh
Tax Director
mbui@deloitte.com
Tel: +84 4 3577 0782

Lynn Tastan
Tax Director
ltastan@deloitte.com
Tel: 84 8 3910 0751

Andrea Tochackova
Tax Director
atochackova@deloitte.com
Tel: 84 8 3910 0751

This **tax newsletter** is published for the clients and professionals of the Deloitte - Vietnam offices. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter.

Deloitte Vietnam Tax Company Limited is a subsidiary of Deloitte Vietnam Company Limited which belongs to Deloitte Southeast Asia – a cluster of member firms operating in Brunei, Guam, Indonesia, Malaysia, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam—which was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises. For more information, please visit our website at www.deloitte.com/vn.

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu, a Swiss Verein, its member firms, and their respective subsidiaries and affiliates in more than 140 countries. As a Swiss Verein (association), neither Deloitte Touche Tohmatsu nor any of its member firms has any liability for each other's acts or omissions. Each of the member firms is a separate and independent legal entity operating under the names "Deloitte," "Deloitte & Touche," "Deloitte Touche Tohmatsu," or other related names. Services are provided by the member firms or their subsidiaries or affiliates and not by the Deloitte Touche Tohmatsu Verein.

@ 2009 Deloitte Vietnam Tax Company Limited

Hanoi Office

8 Pham Ngoc Thach, Dong Da District , Hanoi
Tel: +84 4 3852 4123
Fax: +84 4 3852 4143

Tax & Consulting Advisory Office

Suite 401, Ocean Park Building
1 Dao Duy Anh, Dong Da District , Hanoi
Tel: +84 4 3577 2530
Fax: +84 4 3577 2529

Ho Chi Minh Office

11th Floor, Saigon Trade Center
37 Ton Duc Thang, District 1
Ho Chi Minh City
Tel: +84 8 3910 0751
Fax: +84 8 3910 0750

www.deloitte.com/vn